

2024年6月

フィードバック・ステートメント

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

アジェンダの優先度に関する協議

フィードバック・ステートメント

目次

	開始ページ
国際サステナビリティ基準審議会議長からの序言	3
背景	5
フィードバックに対するISSBの回答の要約	6
1.ISSBの2024年から2026年までの作業計画活動の戦略的方向性及びバランス	8
2.プロジェクト案の優先度の評価規準	16
3.ISSBの2024年から2026年までの作業計画に追加される新たなリサーチ・プロジェクト	18
付録A-ISSBの2024年から2026年までの作業計画活動の図解	26
付録B-プロジェクトに関するその他の提案	27
注記	28

国際サステナビリティ基準審議会議長からの序言



エマニュエル・ファ
ベルISSB議長

2021年11月のCOP26で国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設立されて以来、我々の使命は、投資者と世界の資本市場のニーズに焦点を当てた、高品質で包括的なサステナビリティ開示のグローバル・ベースラインとなる基準を、公共の利益のために開発することであった。2023年、我々はグローバル・ベースラインを作成し、気候関連開示に対する市場の緊急のニーズに応えるための第一歩として、最初のサステナビリティ開示基準であるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」とIFRS S2号「気候関連開示」を公表した。

IFRS S1号とIFRS S2号の公表後、我々は、最初の基準によって確立された基盤を強化し、構築するために、利害関係者に協力を求めるために、アジェンダの優先度に関する最初の協議を実施した。

2023年5月、我々は「[情報要請 アジェンダの優先度](#)

[に関する協議](#)」（情報要請）（[Request for Information Consultation on Agenda Priorities \(Request for Information\)](#)）を公表し、2年間の我々の優先事項について利害関係者の見解を募集した。その中には、我々のリサーチや基準設定において次に焦点を当てるべきサステナビリティ関連の事項についての見解も含まれている。

本ステートメントでは、情報要請に対するフィードバックが、2024年から2026年にかけての我々の作業計画をどのように形成したかを説明する。作業計画に着手するにあたり、いくつかの重要な分野が今後の作業の軸となる。

IFRS S1号

IFRS S1号は、今後も我々の基礎となる基盤として機能し続ける。IFRS S1号は、当該基準で定義された、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する完全な一組の財務開示のコア・コンテンツを規定している。IFRS S1号は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に基づき、すべてのサステナビリティ関連事項に関して提供すべき情報の範囲を定めている。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、投資者にとって有用である。なぜなら、企業が短期、中期、長期にわたってキャッシュ・フローを生み出す能力は、企業及びその利害関係者、社会、経済、自然環境との企業の

バリューチェーン全体にわたる相互作用と密接に関連しているからである。我々が新たに検討するサステナビリティ関連の分野はすべて、IFRS S1号のレンズを通して検討される。

IFRS S2号

我々の利害関係者は、IFRS S1号とIFRS S2号の導入を支援することが我々の最優先課題であるべきだと明確な意見を述べた。

世界中の企業や法域がIFRS S2号を採用し、導入し、適用する中で、我々は、教育や能力開発イニシアティブを通じて、利害関係者がこれらの基準を十分に理解できるように努めている。我々は、ISSBと温室効果ガス（GHG）プロトコルとの正式な連携を強化し、作成者のコストと労力を最小限に抑え、投資者の情報ニーズが引き続き満たされるよう支援している。一方、CDPは、ISSBの主要なグローバル気候情報開示パートナーとして、ISSBの気候基準を、CDPの質問書における気候情報開示の基礎となるベースラインとしている。

また、IFRS S2号を厳格に適用し、気候変動に関連する戦略を報告するために必要なガイダンスを作成者に提供するために、我々は既存のフレームワークをベースとした他の方法を検討している。例えば、移行計画の開示に関する既存のフレームワークや基準を合理化し、統合する作業を支援することも含まれる。

産業別開示

産業別情報開示は、我々が追求するすべての作業において必須となる役割を果たす。したがって、産業別の情報開示はリサーチ・プロジェクトにとって重視すべき検討事項となる。これは、サステナビリティ関連のリスク及び機会は、産業毎に異なることが多い点を認識したためである。当該検討事項は、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）スタンダードの向上という決定にも反映されている。SASBスタンダードは、IFRS S1号が新たな分野に進出する際、その要求事項に基づき、産業別アプローチとテーマ別アプローチの両方を検討するための出発点として役立つ。

相互運用可能性（Interoperability）

相互運用可能性は引き続き優先事項である。我々は、基準間の相互運用可能性を高め、報告における断片化や重複を減らすために、他の法域や自主的なサステナビリティの基準設定者と引き続き協力していく。例えば、2022年3月の覚書（[March 2022 Memorandum of Understanding](#)）に基づき、私たちはグローバル・レポートニング・イニシアティブ（GRI）との協力関係（[collaboration with the Global Reporting Initiative \(GRI\)](#)）を深め、投資者及び幅広い利害関係者の情報ニーズを満たすことを目指す企業のために、シームレスで包括的なグローバル・サステナビリティ・レポートニング・システムを提供することに合意した。新たな分野での取り組みを開始するにあたり、我々は、例えば、自然関連財務情

報開示タスクフォース（TNFD）の提言を含む他のサステナビリティ基準や枠組みを基にして、投資者のニーズを効果的に満たす方法を検討していく。

つながり（Connectivity）

つながり（connectivity）は、我々の活動すべてに不可欠なものである。我々は、私たちの要求事項と、姉妹審議会である国際会計基準審議会（IASB）の要求事項がうまく連携し、投資者に包括的な情報パッケージを提供できるよう、引き続き注力していく。

釣合い（Proportionality）

我々の使命は、真にグローバルなベースラインを開発することである。IFRS S1号及びIFRS S2号に示されているように、我々は、投資者の情報ニーズが満たされることを保証しつつ、我々の基準が釣合いの取れた（proportionate）もので拡張性がある（scalable）こと、したがって、さまざまな能力と準備態勢を持つ企業が適用できることを確保することを約束している。

投資者への焦点

IFRS財団の指針は、より良い情報がより良い意思決定につながるというものである。投資者の情報ニーズは、IFRSの活動の中核をなすものである。我々の基準は、投資者が世界中のリスク及び機会を特定できるようにすることで、効率的な資本配分を支援している。我々は、サステナビリティ報告の進化に伴い、市場の経験に確実に対応するため、投資者

及びその他の利害関係者との関与を続けていく。

今後2年間の優先事項を決定するために、このプロセスに参加してくださった皆様に感謝する。サステナビリティ関連財務情報の開示の未来を共に切り拓いていくにあたり、引き続きご支援を賜りたくお願い申し上げます。

背景

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブックでは、ISSBは5年ごとにその活動と作業計画に関する公開協議（アジェンダ協議）を行うことを求めている。¹ アジェンダ協議を支援するため、ISSBは2023年5月に情報要請を公表し、次に関する利害関係者の意見を収集した。

- ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス
- 優先すべきサステナビリティ関連事項並びにISSBの作業計画に追加すべきかについての評価基準の適切性
- ISSBの作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ・プロジェクト

本ステートメントは、情報要請の概要と回答者からのフィードバックをまとめたものである。また、当該フィードバックに対するISSBの回答と、ISSBの2024年から2026年までの作業計画についても記載している。

当該作業計画では、次の理由により、デュー・プロセス・ハンドブックで規定されている5年間ではなく、今後2年間のISSBの優先事項が設定されている。

- 新たなリサーチ・プロジェクトに対応するISSBの能力は、すでに約束している活動によって最初の段階では、制限されることとなる。
- ISSBは、新たに発現するサステナビリティ関連のリスク及び機会が生じた際の対応のために十分な柔軟性及びキャパシティを作業計画において維持しなければならない。
- ISSBは、サステナビリティ関連財務情報の開示における進展及びISSB基準の導入を反映するように将来の作業の修正が必要となる場合がある。

この初期段階では、2026年以降のISSBの活動を特定することはできず（一部には、利害関係者のフィードバックがISSBのその後の基準設定に反映されるため）、また、ISSBが新たなリサーチ・プロジェクトに着手する際の活動の構成について具体的にコメントすることもできない。

公開協議

- ISSBの情報要請は2023年5月に公表された。120日間のコメント期間が設けられ、2023年9月1日に終了した。
- ISSBは、全地域を通じて幅広い利害関係者から合計433件の回答を得た。
- 投資者（一般目的財務報告書の利用者）及び投資者グループが70件の回答を提出した。
- ISSBメンバー及びスタッフは、約44の法域からの利害関係者との71回のアウトリーチ・イベント（投資家との9回のアウトリーチ・イベントを含む）に参加した。
- 2023年11月から2024年4月にかけて、ISSBはフィードバックを検討し、2024年から2026年までの作業計画の優先事項を決定した。

¹ デュー・プロセス・ハンドブックは、国際会計基準審議会（IASB）に適用されるデュー・プロセスの原則を定めている。IFRS評議員会は、ISSBもデュー・プロセス・ハンドブックに従うことを決定した。

フィードバックに対するISSBの回答の要約

ISSBの活動の戦略的方向性及びバランス

フィードバックによると、ほとんどの利害関係者は、ISSBが今後2年間でIFRS S1号とIFRS S2号の導入を支援することを最優先事項と考えていると示された(9ページ参照)。ISSBは、サステナビリティ関連財務情報の開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供するというISSBの使命を支える上で、IFRS S1号とIFRS S2号を世界中で一貫性をもって高品質に導入することの重要性を認識している。

ISSBは、利害関係者のフィードバックと整合的に次のことを決定した。

- IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援に高水準で焦点を当てる。
- SASBスタンダードの向上と新たなリサーチ・プロジェクトの開始にやや低い水準で焦点を当て、これらの活動に同等の注意を払う。

ISSBは、IASBとのつながり(connectivity)、他のサステナビリティに関連する基準やフレームワークとの相互運用可能性、利害関係者との対話といった核となる活動にどの程度焦点を当てるかを特定はせず、これらの活動がISSBのすべての活動に不可欠であることを認めた。ISSBはまた、新たな論点に対応するため、ある程度のキャパシティを確保することも決定した。

ISSBのすべての活動は相互に関連しており、重大な相乗効果をもたらす可能性がある。例えば、SASBスタンダードの向上は、IFRS S1号の高品質な導入を支援し、産業特有のリスク及び機会を中心とした理解の基盤を提供することで、テーマ別のリサーチ・プロジェクトに情報を提供する。付録Aの図は、ISSBの2024年から2026年までの作業計画における活動のバランスを示している。

新たなリサーチ・プロジェクトの優先度の評価規準

新たなリサーチ・プロジェクトの優先度を決定するにあたり、ISSBは、情報要請(16ページ参照)で提案された7つの規準のうち、6つについては実質的な変更を行わないことを決定した。ISSBは、基準間の相互運用可能性を確保し、他の関連基準設定者の作業も考慮することを明確にするために、提案されたプロジェクトが作業計画における他のプロジェクトとどのように関連するかに関する規準を修正することを決定した。

新たなリサーチ・プロジェクト

利害関係者からのフィードバックとISSB自身のキャパシティを考慮し、ISSBは作業計画に、次のリスク及び機会に関するリサーチ・プロジェクトを追加することを決定した。

- 生物多様性、生態系及び生態系サービス
- 人的資本

つながり (Connectivity)

IASBの作業や要求事項とのつながり (connectivity) は、ISSBの現在及び将来の作業すべてに不可欠である。ISSB及びIASBは、次のように作業を調整し、プロセスを設定している。

- 知識、資料、及びリソースを共有する。
- つながりのある報告 (connected reporting) を可能にする。
- IASBの要求事項とISSBの要求事項が両立可能で (compatible)、補完的で一貫性があることを確保する。
- サステナビリティ関連の考慮事項のあるプロジェクトや活動が一体的であることを確保する。

利害関係者との対話

ISSBは、さまざまな経歴及び地域からの資本市場の利害関係者 (ISSBの諮問機関及び協議グループを含む) と、カンファランス、プロジェクトアウトリーチの取り組みや、IFRSサステナビリティシンポジウムなどのイベントを通じて対話している。ISSBはまた、利害関係者との会合のためのコンテンツも開発しており、IFRS財団のウェブサイト上で資料を利用可能にしている。

ISSBは、協議に関する幅広い利害関係者からのフィードバックを確保するために、資本市場と積極的に対話している。ISSBは、新興市場・発展途上経済 (EMDEs) の利害関係者など、基準設定プロセスにおいて十分に代表されていない傾向にある利害関係者グループとの対話をどのように広げ、深めていくかを検討している。ISSBは、ISSB基準がEMDEsにとって釣合いの取れた (proportionate) ものであることを確保することを約束している。

相互運用可能性 (Interoperability)

ISSB基準は、サステナビリティ関連財務情報のグローバル・ベースラインを提供するように設計されており、法域はISSB基準を採用し、追加的な情報ニーズを満たすために必要に応じて基礎とすることができる。他のサステナビリティ報告基準やフレームワーク (法域のものとは自主的なものを含む) が適用される場合、ISSBは基準設定者やフレームワーク提供者と協力し、企業がISSB基準を効果的に導入できることを確保する。相互運用可能性は、効率的で費用対効果の高い開示を可能にし、報告の負担と複雑さを最小限にする。

ISSBは、例えば各法域作業グループ (JWG) やサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム (SSAF) を通じて、また、企業がIFRS S1号とIFRS S2号を適用するのを支援するための相互運用可能性ガイダンスを公表することによってなどさまざまな方法で、利害関係者、サステナビリティ基準設定主体及びフレームワーク提供者 (EFRAGやGRIなど) との対話により本作業を継続していく。

釣合い (Proportionality)

情報要請では、釣合い (proportionality) は核となる活動として特定されていなかったが、利害関係者は、世界中の企業のさまざまな能力と準備態勢を考慮するために、釣合いと拡張性がある (scalable) ことをISSBの活動に組み込む重要性を強調した。ISSBは、ISSB基準が企業にとって釣合いが取れていることの確保を約束する。ISSBは、さまざまな状況における作成者の課題を理解し、ISSB基準に関連する考慮事項を含めることにより、それらの課題の克服を目指している。現在及び将来の作業において、ISSBは、世界中のさまざまなスキル、能力及びリソースを有する企業に対する要求事項の実行可能性を慎重に検討し、釣合いの課題を克服し、開示の負担を軽減し、法域での採用を促進し、企業がISSB基準を適用するのを支援するための仕組みを提案する予定である。

1

ISSBの2024年から2026年までの作業計画活動の戦略的方向性及びバランス

背景

アジェンダ協議の目的の1つは、ISSBの活動の戦略的方向性及びバランスに関する利害関係者の意見を収集することであった。利害関係者の意見に焦点を当てるため、情報要請では、ISSBの活動の概要が示されており、主として次のもので構成される。

- (a) IFRS S1号及びIFRS S2号の導入（implementation）の支援
- (b) IFRS S1号及びIFRS S2号の的を絞った拡充の研究
- (c) SASBスタンダードの向上
- (d) 新たなリサーチ及び基準設定プロジェクトの開始
- (e) ISSB 及び IASB の要求事項の間のつながり（connectivity）の確保
- (f) IFRS S1号及びIFRS S2号と他のサステナビリティ開示基準との相互運用可能性（interoperability）の確保
- (g) 利害関係者との対話

情報要請には、各活動の記述が含まれており、活動(a)～(c)はISSBの基盤となる作業（*foundational work*）の一部であり、活動(d)は新たなリサーチ及び基準設定に関連し、活動(e)～(g)はISSBのすべての作業に不可欠な核となる活動であると説明されている。

回答者への質問

ISSBは、基盤となる作業(a)～(c)及び新たなリサーチ・基準設定プロジェクト(d)に含まれる3つの活動のそれぞれの相対的な優先度に関して、利害関係者にフィードバックの提供を求めた。

ISSBは次についても質問した。

- 各活動において、特定の種類の作業を優先すべきかどうか。
- その他の活動を作業の範囲に含めるべきかどうか。

情報要請では、核となる活動(e)～(g)の相対的な優先度に関するフィードバックは求めなかった。



ISSBは2023年11月の会議で本フィードバックについて議論した（同会議の[アジェンダ・ペーパー](#)を参照）。

IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援

目的：利害関係者がIFRS S1号とIFRS S2号について理解を深め、サステナビリティ関連財務開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供できるようにする。

フィードバック

ほとんどの回答者は、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入を支援することがISSBにとって最優先事項であると考えた。回答者のうち、

- 多くが、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入を支援することは、サステナビリティ関連財務開示のグローバル・ベースラインの構築の成功に不可欠であると述べた。
- 多くが、IFRS S1号及びIFRS S2号の効果的な導入は、ISSB基準の信頼性を向上させるために不可欠であると指摘した。
- 少数が、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入を支援することが、今後2年間のISSBの唯一の焦点であるべきだと指摘し、IFRS S1号及びIFRS S2号の適用後レビューが、ISSBの将来のリサーチ及び基準設定プロジェクトに情報を提供するべきであると述べた。

IFRS S1号及びIFRS S2号の導入を支援する一環として、ISSBが優先的に取り組むべき作業についてコメントした回答者の一部は、一貫性があり、比較可能で意思決定に有用な情報を提供するために、ISSBが企業を支援するための教育的資料をさらに開発すべきであると述べた。少数の回答者は、ISSBは、重要性の評価、気候関連シナリオ分析、サステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響などの分野について、追加的な設例を含む資料を作成すべきであると述べた。

ISSBの対応

ISSBは、世界中の法域の企業によるIFRS S1号及びIFRS S2号の一貫性のある高品質な導入の支援が最優先事項であることに合意した。当該活動に主要な焦点を置くことは、サステナビリティ関連財務開示のグローバル・ベースラインを構築するために不可欠である。ISSBは、本活動に高水準で焦点を当てることを決定した。

特に、ISSBは次のことを行う。

- IFRS S1号とIFRS S2号の基礎となる（underpinning）核となる概念を説明する教育的資料を開発及び強化する。
- 移行支援グループ（TIG）を招集し、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入に関連する企業の質問について議論する。
- IFRS S1号及びIFRS S2号への潜在的な影響を評価するため、関連する基準設定主体及びフレームワーク提供者の進捗状況を監視する。
- IFRS財団の包括的なキャパシティ・ビルディング・プログラムを支援する。
- IFRSサステナビリティ開示タクソノミの活用を支援し、報告書の効率的なデジタル利用と比較を促進する。

SASBスタンダードの向上

目的：IFRS S1号に従った、投資者に関連性のあるさまざまなサステナビリティ関連の主題（気候関連事項以外）に関する開示を支援する。

フィードバック

SASBスタンダードの向上をより優先度の高い活動とした回答者のうちの多くが、投資者の情報ニーズを満たすためには産業別開示の提供が不可欠であり、IFRS S1号及びIFRS S2号に従って提供される産業別開示の質は、SASBスタンダードの質に依存すると述べている。

当該活動の優先順位が低いとした回答者の一部は、ISSBの最優先事項ではなかったとしても、SASBスタンダード又は産業別のアプローチに関する継続的な取り組みが大切であると述べた。逆に、ISSBはSASBスタンダードの向上にリソースを割くべきでない、あるいは、SASBスタンダードが市場で利用されるのを待ってモニタリングしてから変更を加えるべきだと述べた少数の回答者もいた。

SASBスタンダードの向上の一環として、ISSBが優先的に取り組むべき作業についてコメントした回答者の多くが、SASBスタンダードの向上や産業別の開示要求の開発は、IFRS S1号やIFRS S2号の導入支援、気候関連以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関するプロジェクト案などの、ISSBの他の優先事項を支援するものであると述べている。

一部の回答者は、人的資本、人権、気候（IFRS S2号に付随する気候関連開示の適用に関する産業別ガイダンスにおける開示トピックや指標を含む）、自然及び／又は生物多様性に関連する事項、その他金融セクター特有の事項など、SASBスタンダードにおいて改善すべき特定のテーマ、産業、開示トピック及び指標を識別した。

SASBスタンダードの国際的な適用可能性に関するISSBのプロジェクトが完了したことを受けて、ISSBはSASBスタンダード全体を見直し、評価すべきであると提案する少数の回答者もいた。

ISSBの対応

産業別のSASBスタンダードは、IFRS S1号及びIFRS S2号の両方において大きな役割を果たしている。IFRS S1号を適用する企業は、サステナビリティ関連のリスク及び機会や関連する開示を識別する際にSASBスタンダードを参照する必要がある、SASBスタンダードは、IFRS S2号に含まれる産業ベースのガイダンスの基礎となっている。ISSBは、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入を支援し、SASBスタンダードが引き続き適切であり、世界中の利用者にとって関連性があり適切なものであると保証するために、SASBスタンダードの維持と向上が不可欠であることを認識している。ISSBは、SASBスタンダードの向上に、高いレベルだがIFRS S1号及びIFRS S2の導入支援と比較するとやや低いレベルで焦点を当てることを決定した。

SASBスタンダードを向上及び維持させることで、ISSBは、IFRS S1号を適用する企業が、気候関連事項以外にも、投資者に関連性のあるさまざまなサステナビリティ関連事項に関する情報を開示することを支援する。SASBスタンダードは、企業に釣合いが取れる（proportionate）ように設計されており、企業の産業別の開示を可能とすることで、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会について、投資者の意思決定に有用な情報を提供する。

新たなリサーチ・プロジェクトの開始

目的：サステナビリティ関連事項に関するリスク及び機会をリサーチし、適切であれば新たな開示要求を開発する。

フィードバック

多くの回答者が、サステナビリティ関連財務開示のグローバル・ベースライン達成のためには、気候変動以外のさまざまな事項についてもISSB基準を開発することが大切であり、ISSBは新たなリサーチ・プロジェクトの開始の優先度を高く順位付けすべきであると述べている。

他の回答者は、次の理由によりISSBは当該活動の優先度を低く順位付けすべきだと述べた。

- ISSBは、まず、IFRS S1号とIFRS S2号の世界的な採用と導入の成功を支援することに焦点を当てるべきである。
- ISSBは、サステナビリティ関連の開示要求をさらに開発し公表する前に、企業や法域がIFRS S1号及びIFRS S2号を採用し導入するための十分な時間を確保すべきである。

ISSBが新たなリサーチ及び基準設定を始めるにあたり、優先的に取り組むべき作業の種類についてコメントした回答者の多くは、ISSBがEFRAG、GRI、TNFDを含む、他の法域や自主的なサステナビリティ基準設定主体及びフレームワーク提供者の活動を活用し、それを基礎とすべきであると提案した。少数の回答者は、ISSBは、新たなリサーチ及び基準設定プロジェクトを推進にあたり、統合報告（<IR>）フレームワーク、SASBスタンダード、気候変動開示基準委員会（CDSB）フレームワークの適用ガイダンスなど、IFRS財団の既存のリソースをさらに統合する機会を得られると指摘した。

ISSBの対応

ISSBは、サステナビリティ関連財務開示のグローバル・ベースラインを向上させるために、新たなリサーチ・プロジェクトを開始することの重要性を認識している。ISSBはまた、特に投資者からのフィードバックとして、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入の成功がグローバル・ベースラインを構築するために不可欠であり、新たなリサーチ・プロジェクトを開始するよりも優先される可能性があることを認識している。しかし、IFRS S1号は、企業がSASBスタンダードなどの資料を参照して気候以外の事項についても報告することを企業に要求している。したがって、サステナビリティ関連事項に関する新たなリサーチは、IFRS S1号の導入を支援する可能性がある。また、産業別の検討事項に関するリサーチは、SASBスタンダードの向上に役立つ可能性もある。

したがって、ISSBは、新たなリサーチ・プロジェクトの開始に、高いレベルだがIFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援と比較するとやや低いレベルで焦点を当てることを決定した。21ページから23ページでは、ISSBが2024年から2026年までの作業計画に追加することを決定した新たなリサーチ・プロジェクトについて説明している。

ISSB及びIASBの要求事項の間のつながり (connectivity) の確保

目的：サステナビリティ関連財務情報と財務諸表を含んだ一般目的財務報告の一体的かつ包括的な提供を促進する。

フィードバック

情報要請では、ISSBの核となる活動に関するフィードバックは求められなかったが、一部の回答者は、プロセスにおけるつながり (connectivity)、ISSB及びIASBの要求事項の間のつながり (connectivity)、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表とのつながり (connectivity) など、つながり (connectivity) に関するフィードバックを提供した。これらの回答者は、投資者の意思決定に有用な情報を提供する上でのつながり (connectivity) の重大性を強調し、ISSBとIASBが共同するよう推奨した。

また、つながり (connectivity) と報告における統合 (integration in reporting) の関係について、さまざまな見解を示した回答者もいた。当該関係についての回答者の見解は、報告におけるつながり (connectivity in reporting) の推進と支援に関連して、報告における統合に関するプロジェクトを進めるべきかどうか、またどのように進めるべきかについての意見に影響を与えた。それでも、これらの回答者は全員、つながり (connectivity) を支持していた。

ISSBの対応

ISSBは、当該活動がISSBのすべての活動の核となるものであり、投資者のニーズを満たすためにサステナビリティ関連財務開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供するというISSBの使命の基盤となるものであることを認識した上で、当該活動にどの程度焦点を当てるかを特定しないことを決定した。

ISSB及びIASBの間のつながり (connectivity) は、IFRS財団の定款に組み込まれており、両審議会の活動の基礎となる。IFRS財団は、財務諸表及びサステナビリティの開示において、投資者及び世界の資本市場の他の参加者にとって有用な、高品質で透明性があり、比較可能な情報の提供を促進することを目指している。情報が比較可能であるためには、一般目的財務報告書全体で情報がつながっていなければならない。IFRS会計基準とIFRSサステナビリティ開示基準がうまく連携して、両基準を使用する作成者が効果的に両基準を使用できるようにし、また財務諸表とサステナビリティ関連財務開示を含む情報パッケージが一体的で、投資者の情報ニーズを満たすようにすることが重要である。

2024年1月、ISSBとIASBは、情報要請に対するフィードバックを議論するために、IASB-ISSB合同会議の初会合を開いた。両審議会は、つながり (connectivity) と報告における統合 (integration in reporting) に関するプロジェクトについての利害関係者のフィードバックについて議論した。

IFRS S1号及びIFRS S2号と他のサステナビリティ開示基準との相互運用可能性 (interoperability) の確保

目的：他の法域の取組み及び自主的な取組みにより要求されるサステナビリティ関連開示と相互運用可能な (interoperable) サステナビリティ関連財務開示のグローバル・ベースラインの提供を促進する。

フィードバック

情報要請では ISSB の核となる活動に関するフィードバックは求められなかったが、多くの回答者が ISSB に対し、ISSB 基準が他のサステナビリティ開示基準と相互運用可能であることを確保するよう求めた。これらの回答者は、ISSB が他の法域及び自主的なサステナビリティ基準設定主体やフレームワーク提供者と協力し、その資料を検討することの大切さを強調した。

相互運用可能性についてコメントした回答者の多くが EFRAG の作業に言及し、GRI の作業に言及した者もいれば、TNFD や米国証券取引委員会、その他の組織の作業に言及した者も少数いた。

一部の回答者は、IFRS S1号及びIFRS S2の導入を支援し、新たな事項に関するリサーチ及び基準設定を進め、他の組織の作業を統合して基礎とし、ISSB 基準が他の基準やフレームワークと相互運用可能であることを確保するために、他の法域及び自主的なサステナビリティ基準設定主体やフレームワーク提供者と作業することの大切さについてコメントした。

ISSBの対応

ISSB は、当該活動が ISSB のすべての活動の核となるものであり、投資者のニーズを満たすためにサステナビリティ関連財務開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供するという ISSB の使命の基盤となるものであることを認識した上で、当該活動にどの程度焦点を当てるかを特定しないと決定した。

相互運用可能性は、ISSB 基準及び他のサステナビリティ基準やフレームワークに従ったサステナビリティ報告の効率性を確保するために不可欠である。ISSB が、資本市場のニーズを満たす範囲で、EFRAG や GRI を含む他の法域及び自主的なサステナビリティ基準設定主体やフレームワーク提供者と、産業別及びセクター別の作業において協調する機会を模索することが大切である。例えば、ISSB は 2022 年に署名された覚書に従って GRI と協力しており、この覚書では両組織は作業プログラム及び基準設定活動を協調することに合意している。2024年1月、ISSB と GRI は相互運用可能性に関する資料「[GRIスタンダード及びISSB基準を適用するにあたってのGHG排出に関する相互運用可能性の考慮事項](#)」 ([Interoperability considerations for GHG emissions when applying GRI Standards and ISSB Standards](#)) を公表した。

2024年5月、ISSB と EFRAG は、両基準の開示要求がどのように整合しているかを説明し、企業が両基準の気候関連要求事項に準拠することを確保するために必要な情報を提供する相互運用可能性のリソース「[ESRS-ISSB基準-相互運用可能性ガイダンス](#)」 ([ESRS-ISSB Standards—Interoperability Guidance](#)) を公表した。

利害関係者との対話

目的：IFRS S1号及びIFRS S2号のグローバルな使用を促進し、高品質なサステナビリティ関連報告の要求事項の開発のために検討すべき視点を収集する。

フィードバック	ISSBの対応
<p>情報要請では、ISSBの核となる活動に関するフィードバックは求められなかったが、少数の回答者は、利害関係者との対話の重要性を強調した。これらの回答者は、ISSBが活動やプロジェクトを進めるにあたり、新興経済圏を含む多様な利害関係者や法域と対話すること推奨した。</p>	<p>ISSBは、当該活動がISSBのすべての活動の核となるものであり、投資者のニーズを満たすためにサステナビリティ関連財務開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供するというISSBの使命の基盤となるものであることを認識した上で、当該活動にどの程度焦点を当てるかを特定しないと決定した。</p> <p>ISSBは、多様なステークホルダーと定期的に対話し、ISSB基準のグローバルな使用を促進し、高品質なサステナビリティ関連報告の要求事項の開発において検討すべき視点を収集する。ISSBは、次のような方法で利害関係者と対話する。</p> <ul style="list-style-type: none">• 次のような会議体との協調：<ul style="list-style-type: none">○ IASB と ISSB の間で報告における統合（integration in reporting）について議論する国際統合報告評議会（IRCC）○ ISSB活動に関連する戦略的検討事項を議論するためのIFRS諮問会議• 次のような諮問機関：<ul style="list-style-type: none">○ 移行支援グループ（TIG）は、IFRS S1号及びIFRS S2号の導入に関する企業の質問について議論する。○ ISSB投資家諮問グループ（IIAG）は、投資者の視点が明確に表現され、基準設定プロセスで検討されるようにする。○ 各法域作業グループ（JWG）とサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）は、サステナビリティ開示に関する法域のイニシアティブについて議論する。○ IFRSタクソノミ協議グループ（ITCG）は、IFRSサステナビリティ開示タクソノミが期待される市場基準やベストプラクティスに合致することを確保する。○ サステナビリティ諮問委員会（SCC）は、サステナビリティに関する優先事項及び関連する方法論、並びにサステナビリティ事項間の重要な相互依存性について議論する。○ サステナビリティ・リファレンス・グループ（SRG）は、プロジェクトに関する技術的なインプットを提供する。• 次のような対話の取組み：<ul style="list-style-type: none">○ 会議、円卓会議、IFRSサステナビリティ・シンポジウムなどのイベント○ ISSBアップデート、IFRS財団ポッドキャスト、ナレッジハブなどのリソース

IFRS S1号及びIFRS S2号の的を絞った拡充（enhancements）の研究

目的：IFRS S1号及びIFRS S2号に従って作成される開示の改善に役立てる。

フィードバック

IFRS S1号及びIFRS S2号の的を絞った拡充の研究を、より優先度の高いものとした回答者のうち多くが、気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面の開示に関するガイダンス（例えば、関連する指標とともに、それらのリスク及び機会の所在地（location）、バリューチェーン、産業に基づく側面の検討など）が、企業がIFRS S1号及びIFRS S2号を導入するのに役立つと述べている。

当該活動を優先順位が低いとした回答者のほとんどは、当該活動をIFRS S1号及びIFRS S2号の修正をもたらす可能性のある研究と解釈し、最近公表された基準を修正するのは時期尚早であると述べた。多くの回答者は、IFRS S1号及びIFRS S2号の拡充を検討する前に、ISSBはまず、法域及び企業がIFRS S1号とIFRS S2号を採用し、導入し、適用するまでの時間を確保することを提案した。

当該活動の一環として、ISSBが優先的に取り組むべき作業についてコメントした回答者の中には、気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面に関する教育的資料、特に低炭素経済への公正な移行に関する開示に関連する教育的資料の開発を支持する者もいた。

ISSBの対応

2023年7月の会議においてISSBは、当該活動は、IFRS S2号を適用する際に、気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面をどのように検討すべきかを説明する教育的資料の開発に焦点を当てていることを明確にした。IFRS S1号及びIFRS S2号の潜在的な修正又は更新の研究は、当該活動の範囲内ではない。

ISSBは、2023年12月に「[教育的資料—気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面](#)」（[Educational materials-Nature and social aspects of climate-related risks and opportunities](#)）を公表したため、当該活動の範囲内の作業はほぼ完了しており、作業計画に含める必要はないと判断した。

2

プロジェクト案の優先度の評価規準

背景

ISSBは、特定のプロジェクトによってISSB基準が投資者の情報ニーズをより満たせる可能性を主に判断することによりプロジェクトを評価し、同時に、当該事項に関連する情報を作成する際に作成者が負担する可能性があるコストを、見込まれる便益が上回るかどうかとも考慮する。

情報要請では、ISSBが作業計画にプロジェクトを追加するかどうかを決定する際に役立つ次の7つの規準が提案された。

- (a) 投資者にとっての当該事項の重要度 (importance)
- (b) 企業が当該事項に関する情報を開示する方法に欠陥があるかどうか
- (c) 当該事項が影響を与える可能性が高い企業の種類 (当該事項が一部の産業及び法域で、他よりも広まっている (prevalent) かどうかを含む。)
- (d) 当該事項が企業にとってどのくらい普及している (pervasive) 可能性が高いか、又はどのくらい深刻である (acute) 可能性が高いか
- (e) そのプロジェクト案は、作業計画における他のプロジェクトとどのように相互につながりを有するか
- (f) プロジェクト案及びその解決策の複雑性及び実行可能性
- (g) ISSB及び利害関係者が当該プロジェクトを適時に進めるためのキャパシティ

回答者への質問

ISSBは次のことについて利害関係者に質問した。

- 適切な規準を識別したかどうか
- 他の規準を考慮すべきかどうか



ISSBは2024年2月の会議で当該規準について議論した (同会議の[アジェンダ・ペーパー](#)を参照)。

プロジェクト案の優先度の評価規準

フィードバック

本件についてコメントした回答者のほとんどは、ISSBが特定した規準が適切であることに同意した。回答者は、規準はサステナビリティ関連事項に関する検討、投資者にとっての重要度（importance）、企業にとっての関連性、ISSBにとってのプロジェクトの実行可能性及び潜在的なシナジーなどのさまざまな観点を対象としているため、包括的でバランスが取れていると述べた。

少数の回答者は、ISSBに対し、規準の適用方法、規準の修正案又は追加案を明確にするよう求めた。これらの回答者は、規準には、相互運用可能性、重要性（materiality）の概念の相違、グローバルな適用可能性、IASBの作業計画とのつながり（connectivity）に関する検討を含めるべきだと述べた。

ISSBの対応

2024年2月の会議でISSBは次のことを決定した。

- 情報要請で提案された7つの規準のうち、6つについては実質的な変更を加えない。
- プロジェクト案が他のプロジェクトとどのように関連するかについての規準を変更し、ISSBが他の関連する基準設定主体の作業を考慮することを明示する。
当該変更は、ISSBがプロジェクトを評価する際に、相互運用可能性を追求または強化する機会を考慮することを確実にするために行われた。

ISSBは、プロジェクトの優先度を決定する際には、すべての規準が考慮され、プロジェクトの評価において優先度がつけられる規準はないことに留意した。プロジェクト案の評価におけるISSBの規準の適用については、21ページから25ページを参照のこと。

3

ISSBの2024年から2026年までの作業計画に追加される新たなリサーチ・プロジェクト

🔍背景

情報要請の目的の1つは、ISSBが2024年から2026年までの作業計画にどの新たなリサーチ・プロジェクトを加えるべきかについて、利害関係者の見解を収集することだった。

利害関係者からのフィードバックに役立てるため、情報要請の付録Aには、ISSBが新たな作業計画の一環として調査する可能性のある、サステナビリティ関連の報告事項の優先度リストが示された。これらの事項は、リサーチ及びアウトリーチを通じて焦点を当てる潜在的な分野として特定された。

💡情報要請に記載されたプロジェクト案

- 次に関連するリスク及び機会に関するプロジェクト
- - [生物多様性、生態系及び生態系サービス](#)
 - [人的資本](#)
 - [人権](#)
- [報告における統合 \(Integration in reporting\)](#) に関するプロジェクト

❓回答者への質問

ISSBは次のことについて利害関係者に質問した。

- 単一のプロジェクトを優先して集中的に取り組み、そのプロジェクトを大きく前進させるべきか、それとも複数のプロジェクトに関して作業し、各々において少しずつ (incremental) 進捗するようにすべきか。
- 記載されている各プロジェクト案に、どの優先度 (高、中、低) を割り当てるか。
- 他のプロジェクトを作業計画に加えるべきかどうか。



ISSBは2024年4月の会議で当該プロジェクトについて議論した (同会議の[アジェンダ・ペーパー](#)を参照)。



本セクションでは、次のことについて議論する。

- キャパシティの指標 (19ページ)
- プロジェクトの優先順位付けに関する回答者からのフィードバック (19ページ)
- プロジェクトの優先順位付けに関するISSBのアプローチ (20ページ)
- フィードバックに対するISSBの対応 (21ページから25ページ)

キャパシティの指標

情報要請の付録Aに記載されているサステナビリティ関連の新たなリサーチ・プロジェクト案は、いずれも大規模なプロジェクトになることが予想される。ISSBが、2年間の作業計画の一環として、ISSB基準を提供したり、あるいはプロジェクト案のすべてを大幅に進めたりするキャパシティを持つ可能性は低い。各プロジェクトは、基準設定の必要性和実行可能性に関する見解を得るために、広範なリサーチ及び分析を必要とすることが予想される。

ISSBは、そのキャパシティの一部が次のために確保されていることから、新しいプロジェクトに取り組むキャパシティは限られている。

- IFRS S1号及びIFRS S2号の導入支援（9ページ参照）
- SASBスタンダードの向上（10ページ参照）

ISSBは、次のことを含むその他のキャパシティに関する論点を検討した。

- ISSBには、その活動に必要なキャパシティの見積りの根拠となる、比較可能な過去の経験が不足していること
- プロジェクトの範囲が進捗のスピードに与える影響
- 新たに発現する論点に対応するためのキャパシティを確保する必要性

利害関係者との協議もISSBの活動の基本であるため、利害関係者がプロジェクトに関与するキャパシテ

ィもまた重視すべき考慮事項である。

プロジェクト案の優先順位付けに関する回答者からのフィードバック

すべてのプロジェクト案が大規模なものになることが予想されるため、ISSBはどのようにリソースを配分すべきかについて情報要請でフィードバックを求めた。特にISSBは、単一のプロジェクトを優先して集中的に取り組み、そのプロジェクトを大きく前進させるべきか、それとも複数のプロジェクトに関して作業し、各々において少しずつ（incremental）進捗するようにすべきかを質問している。

ほぼすべての回答者がフィードバックを提供しており、過半数を少し上回る者はISSBが複数のプロジェクトに関して作業することを提案し、残りはISSBが単一のプロジェクトに関して作業することを提案した。一部の回答者は、サステナビリティに関するさまざまな事項についてサステナビリティ関連財務開示のグローバル・ベースラインの確立をさらに促進するために、複数のプロジェクトを迅速に進める必要性を強調した。他の回答者は、ISSBのキャパシティが限られていることや、企業がIFRS S1号とIFRS S2号を導入するのに十分な時間を確保する必要があることを理由に、ISSBがよりゆっくりと、あるいは意図的に（intentionally）作業を進めることを提案した。

回答者は、ISSBが優先すべきプロジェクト又はプロジェクト群について、さまざまな見解を示した。ほとんどの回答者は、情報要請の付録Aで識別されたプロジェクト案のうち、ISSBが少なくとも1つを優先すること

を支持したが、各プロジェクトの相対的な優先度に関する見解は分かれた。少数の回答者は、提案された一部のプロジェクト案の範囲を修正することを提案した。少数の回答者は、情報要請においてプロジェクト案として記載していないプロジェクトをISSBが推進することを提案した（付録B参照）。

21ページから25ページには、情報要請の付録Aに記載されたプロジェクト案に関するフィードバックが要約されている。

付録Bには、ISSBが情報要請に含めることを検討した幅広く定義されたサステナビリティ関連事項、及び情報要請に対して回答者から提案されたプロジェクトがすべて記載されている。

ISSBは、2023年11月の会議（同会議の[アジェンダ・ペーパー](#)を参照）及び2023年12月の会議（同会議の[アジェンダ・ペーパー](#)を参照）において、プロジェクト案に関するフィードバックについて議論した。

ISSBはプロジェクト案にどのように優先順位をつけたか	ISSBの対応
<p>ISSBは、2024年2月の会議で合意した7つの規準と、これらのプロジェクトに関する回答者からのフィードバックに基づいて、プロジェクト案の優先度を評価した（16ページから17ページ参照）。</p>	<p>ISSBは、次に関連するリスク及び機会に関するリサーチ・プロジェクトを作業計画に追加することを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none">• 生物多様性、生態系及び生態系サービス（21ページから22ページ）• 人的資本（22ページから23ページ） <p>ISSBは次のことを作業計画に追加しないことを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none">• 人権関連のリスク及び機会に関するリサーチ・プロジェクト（24ページ）• 報告における統合（Integration in reporting）に関するリサーチ・プロジェクト（25ページ）• 情報要請に対して回答者から提案された他のリサーチ・プロジェクト（付録B）

ISSBの作業計画に追加されたリサーチ・プロジェクト

リサーチ・プロジェクト案は、さまざまな事項を対象としている。IFRS S1号を適用する企業は、それらの事項に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会を開示することが既に求められている。ISSB基準は、それらの事項に関する具体的な開示要求を含んでいない。その代わりに、IFRS S1号は、適切な開示の基礎として使用できるガイダンス又は要求事項を含む資料を企業に示している。これらの資料には、SASBスタンダード、業界慣行、及びIFRS S1号の目的を満たす開示が行われることを条件として、ESRS及びGRIスタンダードが含まれる。リサーチ・プロジェクトの目的は、投資者の情報ニーズと、企業がそのような情報を作成するためにかかる可能性のあるコストを考慮し、特定のサステナビリティ関連事項に関するISSBの要求事項の開発の実行可能性及び必要性を探究することである。



生物多様性、生態系及び生態系サービス

ISSBは、生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を探究するリサーチ・プロジェクトを作業計画に追加した。

生物多様性、生態系及び生態系サービスは本質的につながりがある（linked）。生物多様性は、自然のシステムの基本的な特徴であり、機能的で生産的でレジリエンスを有する生態系を代理するもの（proxy）であり、生態系は地球上の生命が依存する生態系サービスを提供することができる。多くの経済活動は、BEESに依存しているか、あるいはBEESに影響を及ぼしている。したがって、BEESを保全し（preserve）、保護し（conserve）、回復する（restore）ための取り組みは、企業にとってリスク管理や機会の創出に役立つ。これらのリスク及び機会は、IFRS S1号に記載されているように、企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想され、投資者にとって重要性がある（material）情報となる可能性がある。

ISSBはどのように規準を適用したか

回答者からのフィードバックによれば、投資者はBEES関連のリスク及び機会に関する企業の情報開示の改善に大きな関心を寄せており、またその関心が

高まっている。投資者は、BEES関連の考慮事項を投資プロセスや意思決定に組み込むようになってきており、BEES関連の企業のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー及び対応に関する、より一貫性があり、比較可能で検証可能な情報が必要であると述べている。投資者はまた、BEESが測定、管理、開示の対象として比較的新しい分野であることを認めている。

回答者は、BEES関連のリスク及び機会に関する企業の情報開示には重大な（significant）欠陥があると指摘した。これらの欠陥は、主に情報の質と機会に関連している。例えば、企業が提供する情報に一貫性がなかったり、比較困難であったり、又は測定及び開示の慣行が未発達であったりする。BEES関連のリスク及び機会は、世界中の企業に影響を与える可能性が高いが、その影響は、規制の状況や企業が依存する天然資源の種類及び状態を考慮すると、ビジネスモデル、産業、法域によって異なる。回答者からのフィードバックによると、BEES関連のリスク及び機会は多くの企業にとって広範かつ深刻なものと考えられており、時間の経過とともにさらに拡大すると予想される。BEES関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーとその管理は、キャッシュ・フロー、資金調達へのアクセス、資本コストに影響を与える可能性が高まっている。

ISSBの作業計画に追加されたリサーチ・プロジェクト（続き）

BEES関連のリスク及び機会に関するプロジェクトは、次のことと潜在的に接点がある可能性がある。

- (a) IFRS S1号及びIFRS S2号の導入の支援—IFRS S1号を適用する企業に対する、自社の見通しに影響を与えると合理的に予想されるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するという要求事項と、IFRS S2号を適用する企業に対する、自然に関連する側面を含む気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示するという要求事項に基づいている。
- (b) SASBスタンダードの向上—多くのSASBスタンダードには、例えば、水や廃水管理、生態系への影響、原材料調達、製品設計、ライフサイクル管理などを対象としているBEESに関連する開示トピック及び関連指標が含まれている。このようなSASBトピック及び指標に従った開示は、本リサーチ・プロジェクトと関連性があり、情報源となる可能性がある。また、BEES関連のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関するリサーチは、SASBスタンダードの向上に役立つ可能性がある。

本プロジェクトは、他の基準設定主体やフレームワーク提供者の作業とも接点がある可能性がある。

ISSBは、水及び生物多様性の開示のためのSASBスタンダードやCDSBフレームワーク適用ガイダンスなどの従来の資料を利用し、他の基準設定主体やフレ

ームワーク提供者、特にTNFD、GRI、EFRAGの関連作業を検討して、ISSBの業務範囲に含める関連開示を識別し、相互運用可能性を促進し、サステナビリティ開示の作成者の重複作業を回避できる可能性がある。

人的資本

ISSBは、人的資本に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を検討するリサーチ・プロジェクトを作業計画に追加した。

人的資本とは、企業自身の労働力（workforce）を構成する人々、及び企業のバリュー・チェーンで働く労働者を指す。<IR>フレームワークと統合的に、人的資本は、労働力及び労働者のコンピテンシー、能力及び経験、並びにイノベーションへの意欲も指す。企業がどのように労働力を管理し、労働力に投資するのかは、長期的に価値を提供する能力に直接影響を与える（affect）。人的資本の管理の論点には、労働力の構成、労働力の安定性、多様性及び包括性、研修及び能力開発、健康・安全・福利（well being）、並びに報酬が含まれる。すべての企業には従業員がいるため、人的資本管理の多くの側面はすべての企業に関連するが、人的資本が価値に与える影響はさまざまである。例えば、リサーチによると、企業のビジネスモデルによっては、多様な労働力によって、人材を惹きつけて維持する能力、製品

やサービスを効果的に設計・販売・提供する能力、コミュニティとの関係を強化する能力、イノベーションを行う能力、リスクを特定する能力が高まる可能性があることが示されている。

ISSBはどのように規準を適用したか

回答者からのフィードバックは、人的資本関連のリスク及び機会に関するプロジェクト案について、投資者の強い支持を示している。あらゆる種類の、そして多くの法域における投資者は、すべての企業の価値の主要な源泉として、人的資本にますます注目している。投資者は、人的資本に関連する考慮事項を投資プロセスや意思決定に取り入れるにつれて、急速に変化する労働市場においてリスク及びリターンの評価を行う上で、より一貫性があり、比較可能で検証可能な開示を求めようになっている。情報通信、自動化、人工知能、人口動態、教育、従業員の期待などの発展はすべて、労働市場の構造的変化をもたらしている。労働力管理に関する規制や公的監視の高まりは、投資先企業のバリューチェーンで発生する可能性のあるリスクを含め、投資者にもリスクをもたらす。

ISSBの作業計画に追加されたリサーチ・プロジェクト（続き）

回答者は、人的資本関連のリスク及び機会に関する企業の情報開示には重大な（significant）欠陥があると指摘した。企業は人的資本関連の情報を定性的な定型文を使用して開示したり、標準化されていない指標や独自の測定方法を使用した定量情報の開示等が多く、その結果、投資者は比較や意思決定に有用な情報が得られない。投資者を含むさまざまな法域の回答者は、人的資本関連の情報に対する投資者のニーズを満たす、国際的に認められた基準や基準の一式が必要であると述べている。人的資本関連のリスク及び機会、またそれに応じて、企業の見通しがさらされる可能性のあるチャンネルは、価値の源泉としての人的資本への依存度や従業員の法的保護が異なるため、ビジネスモデルによって、また場合によっては法域により大幅に異なる可能性がある。人権関連のリスク及び機会の一部（24ページ参照）、特に企業の労働力（workforce）やバリュー・チェーン内の労働者に関連するものは、人的資本関連のリスク及び機会と本質的に結び付いており、ISSBは本プロジェクトの範囲内で効果的に捉えることができる。

人的資本関連のリスク及び機会に関するプロジェクトは、次のことと潜在的に接点がある可能性がある。

- (a) **IFRS S1号及びIFRS S2号の導入の支援**— IFRS S1号を適用する企業に対する、自社の見通しに影響を与えると合理的に予想されるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示という要求事項と、IFRS S2号を適用する企業に対する、自然に関連する側面を含む気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示という要求事項に基づいている。
- (b) **SASBスタンダードの向上**— 多くのSASBスタンダードには、例えば、従業員の健康及び安全、従業員との対話、多様性及び包摂性、労働慣行など、人的資本に関連する開示トピックと関連指標が含まれている。このようなSASBのトピック及び指標に従った開示は、当該リサーチ・プロジェクトと関連性があり、情報源となる可能性がある。また、人的資本に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関するリサーチは、SASBスタンダードの向上に役立つ可能性がある。

本プロジェクトは、他の基準設定主体やフレームワーク提供者の作業とも接点がある可能性がある。ISSBは、SASBスタンダード、<IR>フレームワーク、CDSBフレームワークなどの従来の資料を利用し、他の基準設定主体やフレームワーク提供者、特にGRI、EFRAG、国際労働機関、米国証券取引委員会の関連作業を検討して、ISSBの業務範囲に含める関連開示を識別し、相互運用可能性を促進し、サステナビリティ開示の作成者の重複作業を回避できる可能性がある。ISSBは、人的資本関連のリスク及び機会に関する将来の作業と、IASBの[無形資産プロジェクト](#)に関連する将来の作業とのつながり（connectivity）の機会を検討する可能性がある。

ISSBの作業計画に追加されなかったリサーチ・プロジェクト

ISSBは2024年4月の会議で、次に関するリサーチ・プロジェクトを追加しないことを決定した。

- 人権関連のリスク及び機会
- 報告における統合 (Integration in reporting)

人権関連のリスク及び機会と報告における統合は重要な事項である。

ISSBがこれらのプロジェクト案を作業計画に追加しないことを決定したのは、これらが重要ではないと示唆することを意図しているわけではないが、ISSBが効果的に作業を進めるためには、活動に優先順位をつける必要がある。人権に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会の一部の側面は、ISSBの人的資本に関するプロジェクトの範囲に含まれる。ISSBはまた、将来のアジェンダ協議にこれらのプロジェクトを含めるかどうかを検討するために、これらやその他の作業分野をモニタリングする。



人権

人権関連のいくつかの論点は、企業とその投資者にとって、サステナビリティ関連のリスク及び機会をもたらす可能性がある。例えば、企業やそのバリューチェーンのサプライヤーが労働者の権利を尊重しない場合（生活に必要な賃金 (living wage) を以下の賃金支給、児童労働、強制労働若しくは奴隷労働 (bonded labour) の使用、労働者の結社の自由の制限など）、企業のキャッシュ・フローを生み出す能力と評判が損なわれたり、罰金を科されたり、営業するためのライセンスが取り消される可能性がある。先住民族の権利及びコミュニティの権利（水又は土地の利用権など）、及び顧客や最終用途（例えば、データのプライバシー並びに製品の健康及び安全に関する論点など）によって影響を受ける人々の権利は、すべて企業にリスクをもたらす可能性がある。これらの問題の一部は、人的資本（例えば、労働賃金）、気候変動（例えば、低炭素経済への公正な移行を追求するための国際協定）、汚染（例えば、有害物質又は有毒廃棄物の健康への影響）など、他の社会又は自然に関連する論点と重複する。

回答者からのフィードバックによると、企業の人権関連のリスク及び機会に関する情報開示には、比較可能性の欠如や企業の見通しとの関連性が不明確であるなど、重大な欠陥があると指摘されている。投資者はまた、企業は情報開示において主に自社の事業に焦点を当てる傾向があり、バリューチェーンで発生する、又はビジネスモデルに内在する人権関連のリスク及び機会に関する情報開示が不十分であると指摘した。

ISSBは、人権関連のリスク及び機会に関する独立したプロジェクトを作業計画に追加はしないが、人的資本関連のリスク及び機会に関する作業や、SASBスタンダードの向上に関する作業において、当該論点を検討する機会を持つことになる。本アプローチは、企業の見通しに影響を及ぼすと合理的に予想される、企業自身の労働力 (workforce) 及び会社のバリューチェーンにおける労働者に関連する人権関連のリスク及び機会に関する情報に対する投資者のニーズに応えるものである。ISSBは、影響を受けるコミュニティや消費者、エンドユーザーに関連する人権関連のリスク及び機会の多くは、その性質上、産業固有のものであるため、SASBスタンダードを向上させるためのISSBの作業を通じて対処される可能性があるとの見解を示した。

ISSBの作業計画に追加されなかったリサーチ・プロジェクト（続き）

報告における統合

ISSBは、<IR>フレームワークの概念をIFRS S1号に含め、IFRS S1号とIFRS S2号に「つながりのある情報（connected information）」の要件を含めることで、サステナビリティ関連の財務開示と財務諸表とのつながり（connectivity）を促進する上で大きな進歩を遂げた。IFRS S1号及びIFRS S2号は、企業の見通しがサステナビリティ関連のリスク及び機会にどのような影響を受けると合理的に予想されるかに関わる情報の提供を要求している。企業は、当該情報を財務諸表及び一般目的財務報告書において提供することが要求されている。報告における統合（integration in reporting）は、財務業績とサステナビリティのパフォーマンスとの間のつながり（connections）を、より容易に企業の投資者に理解される方法で、明示的に、効率的に、かつ効果的に伝達するために、つながり（connectivity）の概念をさらに一歩進めるものである。企業報告に対するより一体的で効率的なアプローチは、投資者の利用可能な情報の質を改善し、効率的な資源配分がよりできる可能性がある。報告における統合に関するプロジェクトは、企業がサステナビリティ関連財務情報をその他の定性的及び定量的な財務情報とどのように組み合わせる（bring together）かについてのガイダンスを開発することができる。

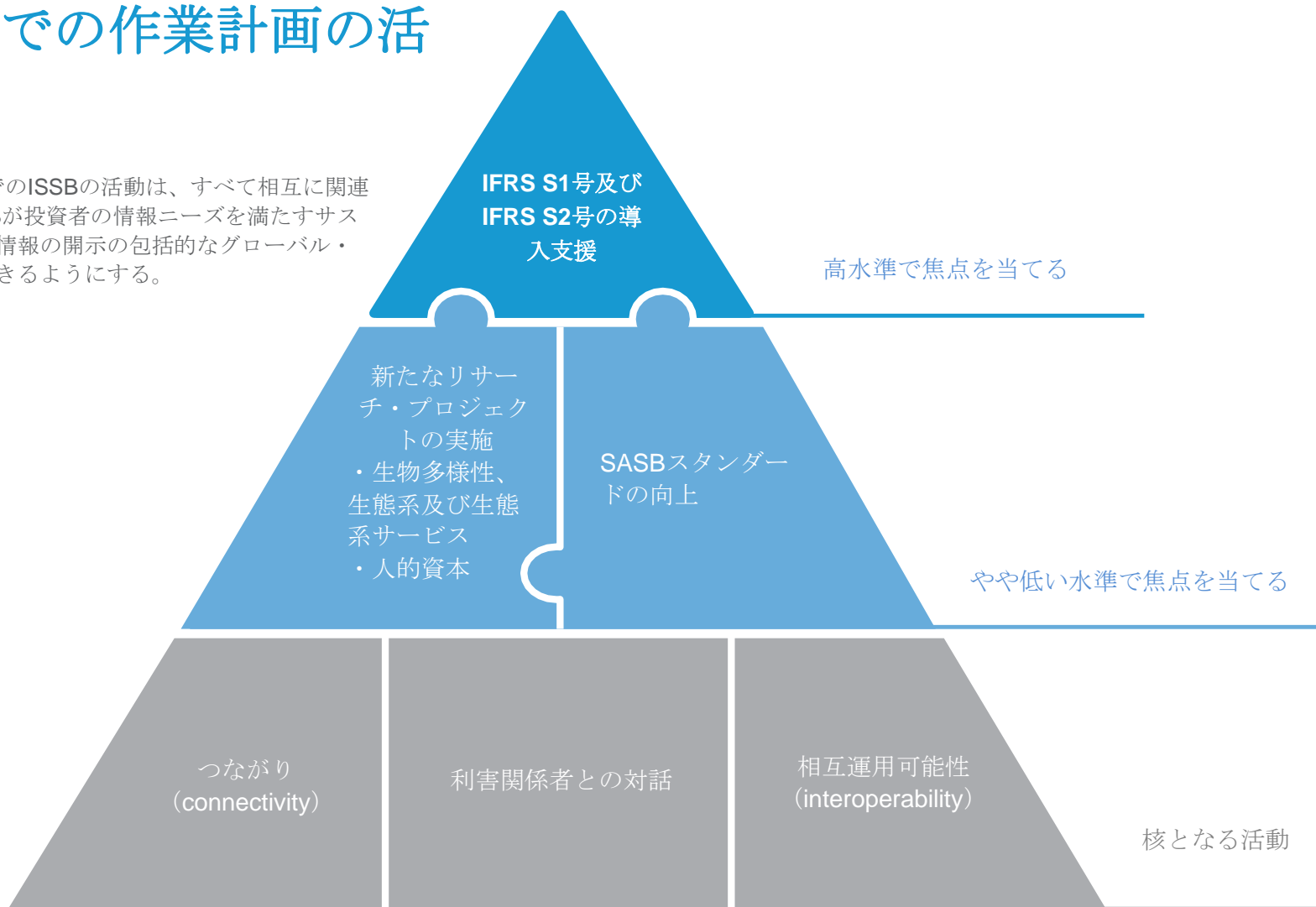
回答者からのフィードバックによると、報告における統合は多くの利害関係者にとって大切であるものの、ほとんどの投資者にとって優先事項ではないことが示された。情報要請に対する回答者の約半数（約3分の2の投資者を含む）は、

- (a) 報告における統合に関するプロジェクトは、ISSBの次の2年間の作業計画において優先順位を下げるべきだと述べた。
- (b) 報告における統合についてコメントせず、ISSBに対し、2年間の作業計画において、基盤となる活動やサステナビリティ関連事項など、他の活動に焦点を当てるよう求めた。

<IR>フレームワーク報告における統合に関するプロジェクトは、（特に投資者にとって）サステナビリティ関連事項に関する作業よりも当面の優先順位は高くないかもしれないが、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表との間の情報のつながり（connections）を提供するという点で、IFRS S1号及びIFRS S2号の大きな（significant）成果を基にさらに構築を進めることができるISSBは指摘した。さらに、現在、企業は<IR>フレームワークを利用することができる。これは、報告における統合に関するプロジェクトの代替物ではないが、企業はこのリソースを利用して、高品質な企業報告を推進することができる。ISSBは、<IR>フレームワークの継続的な使用と採用に対する支持を改めて表明している。

付録A－ISSBの2024年から2026年までの作業計画の活動の図解

2024年から2026年までのISSBの活動は、すべて相互に関連しており、共同でISSBが投資者の情報ニーズを満たすサステナビリティ関連財務情報の開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供できるようにする。



付録Bープロジェクトに関するその他の提案

本付録には次のものが含まれる。

- ISSBが情報要請に含めることを検討した、広義のサステナビリティ関連事項のすべて
- 情報要請の回答者から提案された追加プロジェクト

ISSBが検討したその他のプロジェクト（アルファベット順）

- 循環型経済、原材料調達（materials sourcing）及びバリューチェーン
- コーポレート・ガバナンス
- サイバーセキュリティ、データ・セキュリティ及び顧客プライバシー
- 経済的不平等
- 新興技術（人工知能を含む）
- 動物の人道的扱い
- 先住民族の権利
- 公正な移行
- プラスチック
- 移行計画
- 水資源及び海洋資源

注記

本フィードバック・ステートメントは、IFRS財団のスタッフが利害関係者の便宜のために作成したものである。本文書における見解や意見は、ISSBではなく、本文書を作成したスタッフのものであり、いかなる意味においても権威あるものとみなされるべきではない。本フィードバック・ステートメントの内容は、助言を構成するものではない。

最新情報の収集

最新情報を入手し、メールアラートに登録するには[IFRS財団のウェブサイト](#)をご覧ください。

著作権 © 2024 IFRS財団

無断転載を禁じます。複製および使用権は厳しく制限されています。IFRS財団の書面による事前の許可なく、本書の一部または全部を翻訳、再版、複製、または現在知られているか将来発明されるかを問わず、電子的、機械的、その他の手段（コピー、記録、情報保存及び検索システムを含む）により使用することを禁じます。

当財団は、ISSB™、「IAS®」、「IASB®」、IASB® のロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® のロゴ、「中小企業向けIFRS®」、中小企業向けIFRS® のロゴ、「Hexagon Device」、「国際会計基準®」、「国際財務報告基準®」、「NIIF®」、「SIC®」を含む商標を世界中で登録しています。財団の商標の詳細については、財団までお問い合わせください。

IFRS財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズでは、ロンドンに主たる事務所を置く海外法人（会社番号：FC023235）として運営されている。



IFRS[®]

Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **sustainability_licensing@ifrs.org**

ifrs.org

International Financial Reporting Standards[®], IFRS Foundation[®],
IFRS[®], IAS[®], IFRIC[®], SIC[®], IASB[®], ISSB[™], IFRS for SMEs[®]

Copyright © 2024 IFRS Foundation

